

(大阪 経由)

(昭和 62 年 11 月 27 日付け 近運大貨 第 6860 号進達)

近運貨二第 924 号

# 免 許 状

豊田産業株式会社

昭和 62 年 11 月 27 日付けをもつて申請のあつた一般

区域貨物自動車運送事業は、下記のとおり免許する。

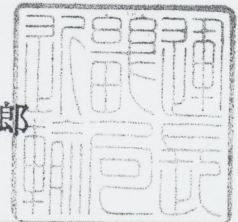
道路運送法第 7 条第 1 項の規定による運輸開始の期間は、  
免許の日から 4 カ月とする。

記

1. 事業区域 大阪 府
- 2 自動車車庫の位置及び収容能力は別紙のとおりとする。

昭和 63 年 7 月 18 日

近畿運輸局長 井上徹太郎



運 輸 省

区域 2008